

仕様書

1 業務名称

令和 7 年度和歌山県地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業に係る体制整備業務

2 業務目的

行政と医療関係者が一体となって地域医療構想を推進していくために、地域ごとの現状や課題を把握し、課題解決に向けた取組を行うことが必要となる。現状や課題、それに対する取組を行うために、行政職員が地域ごとの現状に即したデータ分析を恒常的に実施できる体制を構築し、施策の企画・立案体制の強化に資することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

4 業務内容

行政職員が必要な分析を恒常的に行うことができる体制の構築。また、医療関係者との協議等を円滑に行うため、診療報酬やレセプトなど医療機関の運営に係る基礎知識の習得のための研修会等の実施。

（1）病床機能報告に係る効果的な分析手法の提案及び教示

病床機能報告は項目が多く、十分な分析ができていない状況である。病床機能報告から把握できる内容や分析に係るデータ整理を含めた活用方法や事例を提案し、行政職員への研修やマニュアル作成を行い教示すること。

また、より効果的な分析を行うため、他のデータと組み合わせた分析手法も提案し、行政職員への研修やマニュアル作成を行い教示すること。

（2）レセプトや診療報酬に係る知識習得のための研修会等の実施

医療機関の診療や経営実態をより深く把握するため、行政職員が基礎知識として習得が必要な内容を提案し、研修やマニュアル作成を行い教示すること。

（3）各医療圏（保健所）の地域課題に対する効果的な分析の提案及び教示

和歌山県内 7 医療圏における課題は地域によって異なるため、それぞれの地域課題に沿った分析が行えるように各医療圏の担当者と打合せを行い、効果的な分析手法を提案し、教示すること。また、問い合わせに随時対応すること。

（4）オープンデータ等を用いた効果的な分析手法の提案及び教示

（1）に関連し、病床機能報告以外のオープンデータ等から把握できる内容や分析における活用方法や事例を提案し、行政職員への研修やマニュアル作成を行い教示すること。

(5) アーカイブの作成

実施した研修についてはアーカイブを作成し、行政職員が適宜視聴できる環境を整えること。

(6) その他の効果的な分析方法、研修方法の提案

上記(1)から(5)以外に効果的な分析体制を構築できる方法の提案(必須ではありません)

(7) 進捗状況の報告

受託者は、県からの求めに応じ、進捗状況を報告すること。

(8) 資料作成

使用するデータや資料の構成等については、県と協議のうえ進めることとし、県の指示に応じて県と共有すること。

(9) 成果品の報告

- ・ 県が別に定める日までに、成果物を提出すること。
- ・ 分析に使用したデータについては、可能な限り県が容易に編集できる形式で提供すること。

(10) 提出物

委託業務に係る提出物は、以下のとおりとする。なお、特に指定がない限り、紙媒体2部及び電子データを提供すること。

①業務の実施体制が分かる資料

業務責任者や各業務についてメンバーの役割を明記することとし、契約締結後、速やかに提出すること。

②業務実施計画書

契約締結後、本業務の作業スケジュールを記載したもの。

③成果品

(9)を参照

④実績報告書

事業名、事業実施期間、実施した事業内容、成果物の内容、事業完了日等を記載したものを業務完了後、速やかに提出すること。

⑤その他委託業務の実施にあたり県が必要と認めるもの

5 再委託について

受注者は、本事業の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただ、効率的な業務を遂行する上で必要と認められるときは、本業務の一部を委託することができるが、その場合は再委託先ごとに、再委託先の概要及びその体制と責任者、業務の範囲、再委託を行う理由及びその他本県が必要と認める事項を明記した書面によりあらかじめ報告し、本県の承諾を得なければならない。

6 機密の保持

- (1) 受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱うとともに、情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な対策を講じなければならない。本契約が終了し、又は解除された後も同様の義務を負う。
- (2) 受注者は、本県から提供された資料等を厳重に取り扱うものとし、本業務の目的以外のために利用（複写及び加工を含む）し、又は第三者に提供してはならない。

7 業務実施上の条件

- (1) 本業務の実施に要するすべての経費（交通費、印刷費等）は、委託料に含めることとし、別途経費を精算することはしないものとする。
- (2) 本業務の遂行によって作成した報告書等に係る著作権等の諸権利は、本県に帰属するものとする。
- (3) 本業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法令等に則り、適切に管理すること。
- (4) 受託者の責による事故等が発生した場合は、責任をもって対応し解決を図るとともに、それにより生じた損害は、受託者が負担するものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や本仕様書に疑義が生じたとき又は特別な事情が生じたときは、速やかに県と協議し、その指示を受けること。